

会 員 各 位

平成 13 年 10 月 23 日
〒664-0858
兵庫県伊丹市西台1丁目2番11号 C-3ビル7階
ウェリタス法律事務所
電話番号 0727(87)8010
F A X 0727(87)8011
Eメールアドレス「veritas7@abeam. o cn. ne. jp」
弁 護 士 武 本 夕 香 子

今回は、第三弾として、法人化問題を取り上げた。

I 2月9日の臨時総会を終えて

平成13年2月9日の日弁連臨時総会を終えて午後8時45分過ぎ、私は、3年振りに再会する友人との待ち合わせに急ぐタクシーの中にいた。タクシーの中で、「あーあ。また、日弁連総会で可決してはならない決議を可決してしまった。」と心の中でつぶやいた。総会後の虚無感にも慣れてしまっていた自分に気づき虚しくなった。日弁連は、そして、我々弁護士は、どこに向かって進もうとしているのだろう。

法人化問題。これは、あまりにも漠然とした問題である。

これまで市民や弁護士の側から法人化の要請がなかったことは歴然とした事実である。にもかかわらず、日弁連の動きや立法化の動きはあまりに性急である。洞察力鋭い某弁護士がいみじくも口走ってしまったように、まさに「『法人化』先にありき」である。

法人化問題は、誰が何のために法人化を求めているのか、その真の意図及び目的達成の仕組みが未だ明確ではない。これら法人化の真の意図が不明確なままで決議してしまって本当に良かったのだろうか。「自分で自分の首を絞めている」とは言えないのだろうか。もう少し議論を尽くし、誰が何のために法人化を求めるのかを見極めた上で決議すべきではなかったのか。

II 法人化の立法趣旨

「弁護士事務所法人化法案検討資料（2001年2月7日改訂版）」には、弁護士事務所法人化を図る目的として、「①法律関係の明確化、②法主体としての永続性による業務の継続性、ノウハウ・情報の蓄積等によるサービスの高度化」等々それらしいことが多々挙げられている。

しかし、法人化されたからといって、これらの目的が達せられるわけではない。

①法律関係の明確化について、

弁護士である皆さんが共同事務所として賃貸借契約を締結する際に、パートナーの死亡・脱退後のことを盛り込んだ契約書を作成することがそれほど困難なのだろうか。また、後継弁護士が新たな契約を締結するための交渉や契約書作成がそれほど困難なのだろうか。戦後50年が経過し、共同事務所におけるパートナーの交代事例も多々あった。しかし、私は、共同事務所が法人化していないがために事務所を追い出された、あるいは、雇用契約に不備が生じたなどという事例を一度も聞いたことがない。依頼者との委任契約、リース契約その他のあらゆる契約を締結する場合において法人化していなければ契約締結に支障を来すことは通常考えられない。

②業務の継続性、ノウハウ・情報の蓄積等によるサービスの高度化について

これは、法人化とは関係ない。共同事務所における弁護士は、特定の弁護士がいなくなった場合、(法人でなくとも)他の弁護士で当然これらサービスの向上に努めることができるし、現にこれまで努めてきたはずである。仮に、かかるサービスに努めなかった事務所が存在したとしても、それは個々の弁護士の考え方によるのであって、かかるサービスに努める意思のない弁護士が法人事務所になったことを理由にこれらのサービスを向上させることはない。また、弁護士が「市民に身近な存在として真に頼りがいある存在足り得るため」には、ノウハウや情報を各事務所内における企業秘密とすべきではなく、むしろ積極的に公開しあい、相互に交換しあって弁護士全体の質や処理スピードの向上を図るべきであり、法人化して法人内にそれぞれ蓄積すべきものではない。

依頼者の側から見てみよう。これまで依頼していた弁護士がいなくなった場合、依頼者が当該弁護士の所属していた事務所に継続して依頼するかどうかは、後継弁護士が信頼に値するか否かで決まり、事務所が法人であるか否かによって変わることはない。依頼者にとっては自己の事件処理にとって有益か否かが唯一・最大の関心事なのである。事務所が法人であろうと、後継の弁護士が信頼に値しない人物であれば残された弁護士に継続的に依頼し続けるわけではない。これは、依頼者が企業であった場合、もっとシビアに当てはまる。企業は、顧問弁護士がどれだけ仕事をこなせるかだけを基準に顧問契約を継続するか否かを判断する。そして、その弁護士が仕事を首尾良くこなせないと知ると顧問契約なんてすぐに断ち切ってしまう。事務所が法人であるか否かは委任契約の継続性の判断材料とはならない。

また、依頼者からすれば、法人事務所との間で委任契約を行う場合、後継の弁護士を信頼できないとしても、契約を継続しなければならない心理的強制を受け、嫌々委任契約を継続せねばならなくなる弊害も考えられる。

以上、いかように考えても、業務の継続性・安定性は、弁護士事務所が法人であるか否かとは関係ない。

③ その他の目的

その他、③業務経営基盤の強化、④共同化の促進による効果として、分業・効率化による多様な法的需要への対応、経営の合理化、相互監督・指導による質の向上、各種公職等への就任の容易化、プロボノ活動への取組、⑤国際化への対応、また、⑥複数事務所(従たる事務所)の設置による司法へのアクセス向上が法人化の立法趣旨として挙げられている。しかし、これらは全て法人化されているか否かとは関係ない。法人でなく

とも、各弁護士の意識によりこれら目的は達せられる。

そもそも我が国の実態を見ると、弁護士事務所のうち約8割が1人で経営している。1人でやっている事務所が法人化したとしても、当該1人の弁護士がいなくなってしまうと、法人化された事務所は『もぬけの殻』である。その場合、医者のように機械や設備にお金がかからない弁護士事務所の継続性を無理矢理図らねばならない必然性はない。

むしろ、弁護士事務所の法人化を図ることによって以下に述べるような危険性や弊害が出ずる。

III 弁護士事務所を法人化することの危険性

1 弁護士自治崩壊の危機

弁護士法人にも商法の適用が認められることから、法務大臣に解散命令（商法第58条）が認められる。法務大臣には、解散命令の請求権が認められる前提として法律事務所に対する調査権・警告権が認められる。これは、法律事務所が法務大臣の監督下に置かれることを意味する。公権力と対峙することを余儀なくされる弁護士にとって、解散命令や調査権・警告権が行政に握られているというだけでも抑止的効果が十分に働く。その結果、弁護士の職務の独立や弁護士自治が骨抜きにされかねない。そして、法人組織が認められ、法人に対する行政の監督権が発生するシステムになった場合、一人法人と非法人事務所との均衡を図る必要上、非法人事務所に対する法務省の監督権も法人事務所と同様認められる危険性がある。臨時総会では、これまで、警察や裁判所からの圧力で事務所分裂の危機にさらされた経験を持つ東京の弁護士が「法人化が認められたら、かかる調査権・警告権が現実発動され到底弁護士の自治や独立を保つことはできなくなる。日弁連は弁護士にとって一番大切な弁護士自治を自ら権力側に売り渡してどこへ進もうとしているのか。」と強く訴えていた。

2 その他の危険性

その他、臨時総会では以下に述べるような危険性も指摘されていた。

地方の事務所が都市の巨大大事務所に吸収される（要するに、ネームバリューのある事務所のフランチャイズ化が進む）。ネームバリューのある事務所の支店事務所が地方の業務を独占し、フランチャイズ化しない地元の事務所の経営が圧迫される。その結果、ビジネスとしての弱肉強食の世界に陥る。

法人事務所にも議決権が与えられれば、実質的に議決権が平等でなくなる。議決権は現段階では認められないようではあるが、将来に亘って議決権が認められない保証はない。

地元の引退同然の弁護士に支店（「従たる事務所」）の常勤弁護士登録をしてもらい、実際には、地元の弁護士会に所属せず地元弁護士会の懲戒といった規制の働かない大都市の弁護士が地方で実働の弁護士活動を行うことにより「従たる事務所」潜脱の危険性がある。地元の弁護士会の懲戒権が及ばない実働弁護士が倫理的な問題を起こす危険は高い。また、これら弁護士は、地元の委員会活動や法律相談といったプロボノ活動は行わずに地方における弁護士活動がいくらかでも可能となる。等々

IV 誰のための法人化なのか。

弁護士事務所の法人化は、弁護士法の改正という方法で行われる。

私は、臨時総会で独り言を吐き捨てた。「弁護士事務所の法人化についての法律改正が何故そう簡単に実現化できるのか。法曹一元制は未だ法律改正できないでいるのに。」すると、某弁護士は、言った。「法曹一元とは違う。」

そうだ。法曹一元制の問題と法人化問題とは根本的に異なる。

①法曹一元制は考え得る限り制度導入に伴う弊害・危険性は存在しない。これに比べ、法人化問題は、「弁護士自治の崩壊」という重大な危険・弊害を伴う。②法曹一元制は、古川裁判官問題等により社会的要請が高まっている問題であるのに対し、弁護士事務所法人化についての社会的要請は全く存在しない。③法曹一元制は、1955年、司法省内にできた司法制度改正審議会において既に改革項目として挙げられ、以後、1962年に設置された臨時司法制度調査会でも調査審議の対象となるなど、長年の改革懸案事項であった。日弁連自身も長年法務省に申し入れをしてきた問題である。これと比べて、法人化問題は1997年3月、規制緩和推進計画の閣議決定において規制緩和の具体的措置として盛り込まれるに至った、きわめて新しい問題である。両者の改革対象年齢差は、なんと40年以上である。また、④法曹一元制は「現行制度の変容」であることから、僅か数箇条を裁判所法に盛り込めば足りるのに対して、法人化問題は「新たなる制度の創設」であることから、その法制化には業務範囲、法律事務の遂行方法、機関、資格、持分の譲渡、社員の対外的責任、懲戒、合併・解散・清算等々種々の規定の創設が必要となってくる。

これら両問題を比較すれば、どちらを優先して立法化すべきか、立法化し易いかは論ずるまでもない。にもかかわらず、まず、先に立法化しなければならない法曹一元制は、なおざりにされ先送りされようとしている。これに対して、法人化は瞬く間に法律化・制度化されようとしている。

これは、一体どういうわけか。「これほど急速に立法化させ得る政治的力を持ち、かつ、弁護士事務所を法人化させることにより利益を受け、法曹一元制は望まない(即ち、弁護士ではない)『誰か』の意向が働いている」と考えるのは、私の考え過ぎなのだろうか。

V 我々がなすべきこと。

問題点を指摘したときに必ず法人化問題賛成論者から言われることは、「法人化するかどうかは個々の弁護士の選択にかかっている。選択肢が一つ増えただけじゃないか。」ということである。

しかし、問題は、誰にとっての選択肢が増えるのかということである。弁護士事務所を管理・監督したい法務省や財務省にとっての選択肢が増えるだけならば、選択肢が増えたなどと言って我々弁護士が喜ぶのは「愚の骨頂」である。

また、現在は、選択の余地があるとしても、それこそ法人化の器を作り、将来、全ての事務所をその器に放り込むことはそんなに難しいことではない。一人法人が認められる以上、「法人事務所の例外を設けない」制度にすることは可能である。私が弁護士を監督したい行政官僚だったとする。私であれば、最初は、法人化することによって弁護

士にいかにもメリットのある制度であるかを宣伝する。そして、税法上その他法人化しなければ弁護士が損をするようなシステムを作る。そして、全事務所を法人化させて、その後、法人化した弁護士事務所を規制・監督する制度を作り、弁護士の独立を脅かすようにすれば「はい終わり」である。最初から、こちらが監視・監督するシステムを策定しようという意図を知られるような愚かな真似はしない。「アメ」で懐柔した後に「ムチ」を打ち込むのである。これは、あくまでも私一人が即興で考えた想像にすぎない。霞ヶ関には私よりもずっと賢い官僚が何百人といるのだ。それら官僚が私よりも悪知恵を働かせているとしたら、どうだろう。

また、一人法人が認められる以上（臨時総会で指摘されたように）、その権衡上「非法人化事務所も法人化事務所と同じような規制をかける」として非法人事務所も法人事務所と同じような規制をかけることは容易である。

日弁連執行部の言い分は想像がつく。「法人化導入により『弁護士自治』崩壊の危険性があることなど百も承知である。しかし、だからこそここで日弁連が議論のテーブルにつき、積極的に関わって監視していかなければ、それこそ規制改革委員会の思うがままの法制度化が行われるのだ。」「乗り遅れば日弁連の発言権が弱くなり、外資系事務所が進出してきても手をこまねいて見ているだけじゃないか。」ということなのであろう。司法改革についての今年の臨時総会決議の時と同じ論法である。

ここで一つの仮定を試みよう。例えば、戦前、日弁連で戦争に積極的に参加することが総会で議題にされたとしよう。もし、その時の執行部に会うことができ、こう質問してみる。「戦争に加担することは、明らかに『基本的人権を擁護し、社会正義を実現する』我々の使命に反する。なのに、何故かかる決議を行ったのか。」すると、当時の執行部はこう答えるであろう。「仕方なかったのだ。日弁連が反対したとしても、当時の社会情勢からいって戦争突入は避けられなかった。戦争に突入して最悪の事態にならないよう、日弁連が積極的に参加して監督するつもりだったのだ。」と。事実、当時、日弁連が一人戦争に反対したところで社会情勢は変わらなかっただろう。

しかし、「社会正義を実現する」ことの重みをよく考えていただきたい。我々は、法律上『社会正義を実現する』使命を負っている。よって、正義（「戦争に加担すべきではない」）は別にあるが、社会情勢に応じて政治的・便宜主義的に行動するなどということは法律上許されないのである。もし、執行部の言うように政治的に動くこともあるというのであれば、かかる羊頭狗肉的な看板はおろすのが誠実な団体というものである。社会正義を実現するという看板を掲げる以上、たとえどんなにテーブルの外に置かれようと、どのような結果になろうとも、最後まで正しい議論（正義）を追求していかなければならないのが我々弁護士なのだ。

VI 法人化を求める社会的要請

繰り返して述べるが、弁護士事務所の法人化に対する要請は社会上全く存在しない。にもかかわらず、平成13年3月6日、法人化のための弁護士法を改正する法律案が国会に上程され可決された。

「東京の巨大事務所には従たる事務所を設立することにより市場を拡大するメリットがある。」と言われたこともあった。しかし、東京の巨大事務所は法人化を嫌がって

いるという。なぜなら、従たる事務所について無限連帯責任を負わされる危険があるため、市場拡大の利益よりも弁護過誤による損害賠償や経費の負担といったデメリットの方が大きいからだそうである。

このように、唯一法人化を求める利益があると考えられていた巨大事務所も反対しているというのであれば、一体誰のための法人化なのか。

少なくとも弁護士や市民（依頼者）のための法人化でないことは明らかである。

また、アメリカの外資系事務所が日本に進出する制度基盤として、即ち、外圧に押されて法案化されたとも言われている。しかし、弁護士事務所が法人化すれば外資系事務所がいかんにして進出しやすくなるのか、その具体的な仕組みが今一つ明確とはなっていない。

結局、誰にとってメリットがあり、誰のどんな目的のために、いかなる必然があるのかが曖昧模糊としたままなのである。にもかかわらず、何かにせかされるように歴史上稀に見る早さで法制度化されようとしている。これは、誰かの強力な意向が働いていると考える方が自然なのではないだろうか。

それでは、一体誰が・・・。

以 上